## 草津市都市計画審議会 会議録

## ■日時:

令和5年9月29日(金)10時00分~11時30分

#### ■場所:

草津市立市民総合交流センター 5階 501会議室

## ■出席委員:

塚口委員、宮本委員、吉川委員、井澤委員、中瀬委員、服部委員、井上委員、川瀬委員、西村(隆)委員、西村(耕)委員、喜多委員、西川委員、金綱委員

## ■欠席委員:

北村委員

#### ■事務局:

都市計画部 一浦部長、杉田総括副部長 都市計画課 西田課長、三浦課長補佐、清水主査、廣畑主査、中村主事

## ■傍聴者:

1名

## 1. 開会

●開会にあたって、杉田総括副部長より挨拶

## 2. 審議

## (1) 草津市立地適正化計画の見直しについて

#### ●事務局

<資料1~資料5について説明>

## ●委員

- ・立地適正化計画と市街化調整区域における地区計画制度運用基準は整合が図れているの か。
- ・市街化調整区域における地区計画制度により開発が進むと、市街化が拡大することになるのではないか。

#### ●事務局

・市街化調整区域における地区計画制度は、市街化の拡大を促進するものではなく、計画

的に開発を誘導していく制度であり、立地適正化計画は、市街化区域内の居住や都市機能を誘導していく制度であることから、相反するものではない。

・市街化調整区域における地区計画制度を活用して、一定の区域を土地利用すると市街化 が拡大することにはなるが、この制度は、開発をコントロールするものであり、立地適 正化計画での居住や都市機能の集約と市街化調整区域における地区計画制度運用基準 での産業振興を整理している。

## ●委員

・防災指針における防災対策の方向性について、災害リスクの回避ではなく、低減をメインに行っていくとした経緯について教えてほしい。

## ●事務局

・災害リスクの回避という観点で見ると、居住誘導区域から除外することが対策として挙 げられるが、想定される浸水深より、垂直避難等を行うことで生命を守ることができる ということを踏まえて、災害リスクの回避ではなく低減による対策と整理している。

## ●委員

・居住誘導区域外の災害リスクの高い区域から居住誘導区域に向かって居住を誘導して いくような施策や支援があれば教えてほしい。

#### ●事務局

・災害リスクが高い場所から移転するための支援や施策は予定していないが、国の施策で 防災ハザード移転という制度があるので、国の制度を使うことが方法の1つであると考 える。

## ●委員

・河岸浸食の恐れのある区域については、開発業者への周知やハザードマップへの反映等、 注意喚起の取組はされるのか。

#### ●事務局

・現時点では決まっていないが、市のハザードマッップの見直しの際に検討できればと考 えている。

#### ●委員

- ・幹線道路等の整備について計画書内で記載はあるのか。
- ・他計画に記載されているのであれば、そのことを記載する必要はないのか。

#### ●事務局

・幹線道路の整備については、道路整備に関する計画や道路整備プログラムで記載されているので、立地適正化計画では記載していない。

・国の手引きや指針を参考にしながら検討する。

## ●委員

・国の制度は重要であるが、市民にわかりやすく記載することも重要であるので、十分検 討してもらいたい。

#### ◎諮問結果

原案のとおり可決(全員賛成)

## (2) 草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正について

## ●事務局

<資料6~資料7について説明>

#### ●委員

- ・市街化調整区域における地区計画制度において、集落の住宅環境を保全するような基準はないのか。
- ・地域の資源を活用し、少しでも活性化しようと動いている自治体もあるので、住宅環境の保全に関する基準があってもいいと考えている。

#### ●事務局

- ・地区計画制度運用基準においては、住宅環境の保全について記載していない。
- ・地域の維持については、非常に重要であると考えており、生活拠点で空き家が増えている中で、空き家をどう活用していくのかは、大きな課題であると考えている。

## ●委員

・工業地域を含めると、今後、工業地域になるのか。

## ●事務局

・産業振興を促進するために、工業地域で建てられる工場等も立地できるよう変更するものであり、用途地域として新たに工業地域を指定するものではない。

### ●委員

- ・市街化調整区域には農振地があるが、産業振興の促進により農地が歯抜けのような形で 残ってしまわないか懸念している。
- ・一方で、産業振興は必要であるため、今の農地の運用と並行して進めてほしい。

#### ●事務局

・運用基準では、「適用区域の制限」を記載しており、農業振興地域の整備に関する法律に 規定する農用地区域は制限されることから、整合を図りながら運用していく。

## ◎諮問結果

原案のとおり可決 (全員賛成)

# 3. 閉会

●閉会にあたって、一浦部長より挨拶

以上